

ポーランドの飼料規制及び BSE 発生状況

1. 飼料規制

(1) 内容

- ・ 1999 年 3 月：反すう動物への肉骨粉の給与を禁止。
- ・ 2003 年 11 月：動物由来たん白質（牛乳、乳製品等一部のものを除く）を全ての家畜への給与を禁止し、現在まで継続（表 1）。

表 1 飼料規制の現状

		飼料給与			
		EU（ポーランドを含む。）		日本	
		牛	豚・鶏	牛	豚・鶏
肉骨粉等	牛	×	×	×	×
	豚	×	×	×	○
	鶏	×	×	×	○

(2) 規制監視・強化

- ・ 2004 年：飼料工場及び農場等に対し、飼料規制に係る立入検査を開始。立入検査は、首席獣医官により毎年定められる年次計画に基づき実施。年次計画の決定に当たっては、事業者ごとに少なくとも年に 1～4 回の立入検査が計画され、リスク分析の結果により、立入回数は増加。なお、禁止された動物由来たん白質の有無を確認するためのサンプリング検査は顕微鏡検査で実施。飼料中に禁止された動物由来たん白質が検出された場合、残りの飼料の廃棄、施設全体の洗浄について行政命令。
- ・ 2005 年 12 月：動物由来たん白質を含む飼料を与えられた家畜は、市場への出荷を禁止。
- ・ 2007 年 12 月：動物由来たん白質を含む肥料については、これらが家畜の飼料としての利用されることを防止するため、この肥料に忌避剤を混合。
- ・ 2011 年 3 月：飼料規制違反を調査する際、地方獣医官は、警察に通報し捜査。

1 (3) 遵守状況

2 2004年から2012年までの飼料工場及び農場への立入検査結果を表2及び
 3 表3に示した。飼料工場及び農場において、違反が認められたが、そのほと
 4 んどが飼料栄養成分の過不足、品質不適合といったものであった。飼料工場
 5 (表2)において、動物由来たん白質が陽性であった反すう動物用飼料製造
 6 工場は、2010年は3工場であった(ただし、当該たん白質の由来動物種は不
 7 明。以下同じ。)が、2011年及び2012年には陽性の工場はなかった。農場
 8 (表3)において、動物由来たん白質が陽性であった反すう動物飼養農場は、
 9 2010年は14農場であったが、2012年は8農場に減少した。なお、2013年
 10 における同様の違反数は飼料工場及び農場合計で19件(2012年は70件)、
 11 そのうち反すう動物用飼料に関するものは3件(2012年は8件)であった。

12 ポーランド政府は、前述の対策により、禁止された動物由来たん白質陽性
 13 件数を減らす結果となり、飼料規制の違反については解決したと考えている。

14
 15 表2 年別の立入数と違反数(飼料工場)

	立入工場数	違反工場数	違反内容による分類		
			動物由来たん白質陽性工場数		その他の違反工場数※
				反すう動物用飼料製造工場数	
2004年	481	85	—	—	—
2005年	733	266	—	—	—
2006年	595	111	—	—	—
2007年	379	77	—	—	—
2008年	704	135	—	—	—
2009年	337	112	25	—	87
2010年	367	152	12	3	140
2011年	352	139	15	0	124
2012年	273	131	4	0	127

16 □ 太枠：今回回答があった箇所。—：データなし

17 ※動物由来たん白質以外の違反内容：微量元素/ビタミン等値過不足、飼料表示不適合等

18
 19 表3 年別の立入数と違反数(農場)

	立入農場数	違反農場数	違反内容による分類		
			動物由来たん白質陽性農場数		その他の違反農場数※
				反すう動物飼養農場数	
2004年	33,219	117	—	—	—
2005年	2,861	29	—	—	—
2006年	11,048	45	—	—	—
2007年	24,103	131	—	—	—
2008年	22,843	344	—	—	—
2009年	18,857	469	78	—	391
2010年	16,669	612	67	14	545
2011年	29,397	1,300	95	13	1,205
2012年	26,258	1,206	66	8	1,140

20 □ 太枠：今回回答があった箇所。—：データなし

21 ※動物由来たん白質以外の違反内容：飼料の害虫汚染、飼料の品質不適合等

2. BSE発生状況

(1) 検査対象

- ・1998年4月：「臨床的に疑われる牛」全月齢、現在まで実施
- ・2001年11月：「健康と畜牛」30か月齢超、「死亡牛等」24か月齢超
- ・2011年7月：「健康と畜牛」72か月齢超、「死亡牛等」48か月齢超
- ・2014年1月：「健康と畜牛」96か月齢超、「死亡牛等」48か月齢超

(2) 発生の概況

ポーランドの各年のBSEサーベイランス及び陽性頭数を表4に示した。

ポーランドでは、2002年に初めてBSEが発生し、2005年の20頭をピークに、その後減少し、合計75頭のBSE検査陽性牛が確認されている。

BSE検査陽性牛の最若齢は32か月齢、最高齢は209か月齢、平均月齢は101か月齢（8.4歳）とされている。

なお、非定型BSEについては、15頭の発生が確認、うち2頭（10歳、14歳）がH型、13頭がL型（6.6歳～17歳）であった。

他のEU加盟国と比較して、非定型BSEの発生が多いことに関するポーランド政府の見解としては、2005年から2008年までのBSE検査対象牛に占める8歳以上の割合が、他のEU加盟国（EU15か国）においては21～23%であることに対し、ポーランドでは40～44%であり、BSE検査の対象となる牛の年齢が比較的高いこと、すなわちポーランドでは牛の飼養期間が比較的長いことと関連があると推測している。

表4 各年のBSEサーベイランス頭数及び陽性頭数

年	BSE検査頭数				BSE検査陽性頭数*		
	健康と畜牛	死亡牛	緊急と畜牛	臨床的に疑われる牛	定型	非定型	計
1998	—	—	—	233	0	0	0
1999	—	—	—	39	0	0	0
2000	—	—	—	100	0	0	0
2001	43,982	475	308	150	0	0	0
2002	279,892	1,944	4,709	47	3	1	4
2003	431,209	14,715	9,401	88	5	0	5
2004	447,332	24,449	9,259	76	9	2	11
2005	472,676	32,552	10,495	253	18	2	20
2006	540,530	43,328	10,035	228	8	2	10
2007	546,304	47,883	9,529	94	7	2	9
2008	556,602	46,184	8,758	22	5	0	5
2009	587,339	43,900	6,820	13	3	1	4
2010	590,171	46,752	311	6	2	0	2
2011	440,856	33,964	1,077	9	0	1	1
2012	299,682	24,691	1,885	15	0	3	3

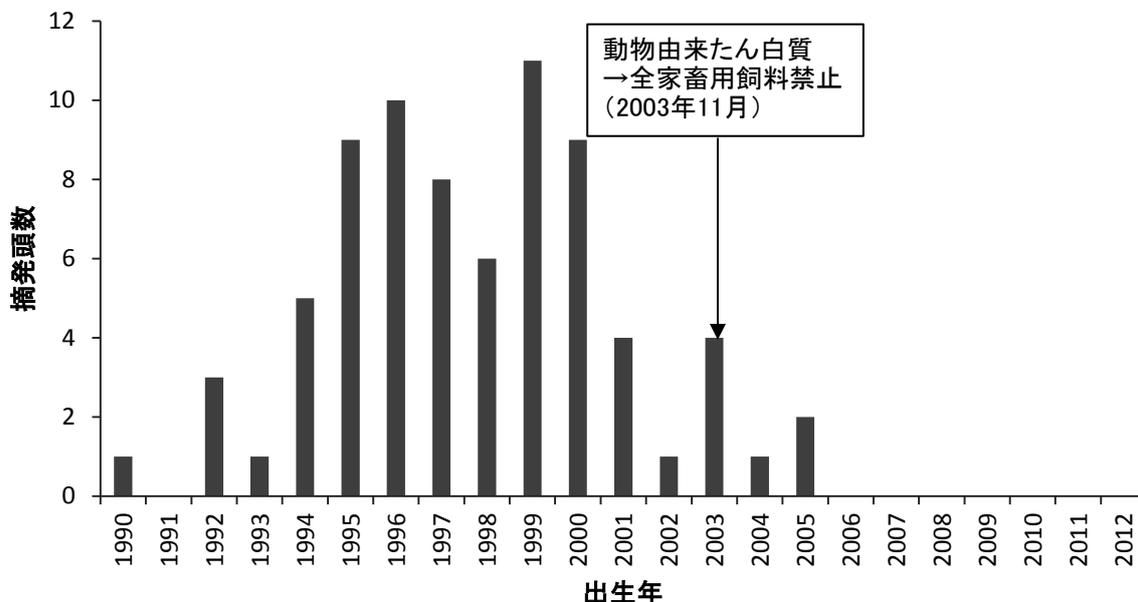
* 2013年2月にも1頭のBSE検査陽性牛（非定型）が確認されている。

1 (2) 出生コホートの特性

2 ポーランドでの出生年別の BSE 検査陽性牛頭数を図 1 に、飼料規制強化
3 後に出生した BSE 検査陽性牛を表 5 に示した。

4 ポーランドにおいて完全な飼料規制（全ての家畜への動物性たん白質の
5 給与禁止）が実施された 2003 年 11 月以降に生まれた牛で BSE 陽性が確認
6 されたのは、合計 4 頭である。そのうち、2 頭は非定型 BSE であった。飼
7 料規制が強化された 2003 年 11 月から 1 年 3 か月後の 2005 年 2 月に生ま
8 れた 1 頭を最後にこれまでの 9 年間に生まれた牛に定型 BSE の発生は確認
9 されていない。なお、出生年月でみた最終発生の牛は 2005 年 11 月に生ま
10 れた非定型 BSE である。

11 飼料規制が強化された後に生まれた 4 頭の疫学調査の結果、動物由来た
12 ん白質を含んだ飼料を給与していた証拠はなく、感染源の特定はできな
13 かった。また、コホート牛（BSE 牛が生まれた前後 12 か月間に BSE 牛と同
14 じ群に生まれた牛等）の BSE 検査の結果は全て陰性であった。



15 図 1 ポーランドの出生年別の B S E 検査陽性牛頭数

16 表 5 飼料規制強化後に生まれた B S E 検査陽性牛

17

18

19

20

No.	出生年月	確認年	月齢	検査区分	型
1	2003 年 12 月	2012 年	98 か月齢	健康と畜牛	非定型
2	2004 年 8 月	2007 年	32 か月齢	健康と畜牛	定型
3	2005 年 2 月	2008 年	42 か月齢	健康と畜牛	定型
4	2005 年 11 月	2012 年	79 か月齢	健康と畜牛	非定型

21

22

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21

3. まとめ

ポーランドにおいては、牛の飼料への BSE プリオンの混入を防止するための飼料規制が 1999 年から導入され、動物由来たん白質（牛乳、乳製品等一部のものを除く。）について、全ての家畜への給与を禁止する飼料規制が 2003 年 11 月に導入された。よって、交差汚染防止対策まで含めた飼料規制の強化が行われてから、ポーランドでは 10 年以上が経過している（2013 年末現在）。

さらに、飼料規制の遵守を徹底するため、動物由来たん白質を含む飼料を与えられた家畜の市場への出荷を禁止するなどの対策をとってきた。これにより、反すう動物用飼料中における動物由来たん白質の検出数は減少している。

また、ポーランドにおいては、OIE が示す「管理されたリスクの国」に要求される 10 万頭に 1 頭の BSE 感染牛の検出が可能なサーベイランスが実施されている。ポーランドでは、75 頭の BSE 感染牛が確認されており、うち 15 頭は非定型 BSE である（2013 年末現在）。飼料規制が強化された後に生まれた BSE 検査陽性牛（BARB）は、4 頭確認され、うち、2 頭が非定型 BSE である。飼料規制が強化された 2003 年 11 月から 1 年 3 か月後の 2005 年 2 月に生まれた 1 頭を最後にこれまでの 9 年間に生まれた牛に定型 BSE の発生は確認されていない。

引き続き BSE の発生状況等の確認は必要であるが、ポーランドにおける飼料規制等の有効性は高いことがサーベイランスにより確認された。